

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱

平成22年2月23日 国海内第100号

平成23年1月28日 国海内第119号

平成23年5月16日 国海内第 16号

(改正) 平成24年3月14日 国海内第114号

(通則)

第1条 海上交通低炭素化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者（以下「船舶運航事業者等」という。）による低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上等を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、船舶運航事業者等の活性化による経済の活性化及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「船舶運航事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。）を営む者（内航運送業者を除く。）をいう。

2 この要綱において「船舶貸渡業者」とは、海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。）を営む者（内航海運業者を除く。）をいう。

3 この要綱において「内航海運業者」とは、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業を営む者をいう。

4 この要綱において「内航運送業者」とは、内航海運業法第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営む者をいう。

5 この要綱において「経年船舶」とは、現に船舶運航事業者等の用に供されている船舶であって、申請者が第5条第2項に定める申請前1年以上保有しているものをい

う。

- 6 この要綱において「低炭素化改造等事業」とは、保有船舶の燃費の向上を図るため、別表第1に掲げる機器の取付、改造等を行う事業をいう。
- 7 この要綱において「低炭素型中古船舶代替事業」とは、保有船舶の燃費の向上を図るため、買換えの対象として別表第2に掲げる要件に適合した中古船舶を購入し、かつ、買換え前の経年船舶を解撤又は海外売船する事業をいう。
- 8 この要綱において「内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業」とは、海上交通ネットワークの利用促進を通じた物流の低炭素化を図るため、別表第3に掲げる内航海運船舶関連輸送機器を購入し、新規に貨物を海上輸送する事業をいう。

(補助対象事業等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助対象設備等、補助対象船舶、補助対象輸送機器又は補助対象となる輸送量及び二酸化炭素排出削減量は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、別表第1に定める低炭素化改造等事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、別表第2に定める低炭素型中古船舶代替事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第2による補助金交付申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、別表第3に定める内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第3による補助金交付申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 4 申請者は、第1項から第3項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の

合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 5 地方運輸局長等は、第1項から第3項に定める補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第1項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第1の定めるところにより交付決定を行い、様式第4による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第2項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第2の定めるところにより交付決定を行い、様式第5による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 3 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第3項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表第3の定めるところにより交付決定を行い、様式第6による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 4 地方運輸局長等は、大臣から第1項の規定による通知を受けたときは、様式第7による交付決定通知書により、第2項の規定による通知を受けたときは、様式第8による交付決定通知書により、前項の規定による通知を受けたときは、様式第9による交付決定通知書により、それぞれ、補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。

- 5 大臣は、前条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 6 大臣は、前項に定めるもののほか、第1項から第3項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、様式第10による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更をしようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第11-1による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長等に提出するものとする。
- 3 第1項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」(昭和30年中央連絡協議会)による。
- 4 地方運輸局長等は、第2項に定める補助対象事業計画変更承認申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 5 大臣は、地方運輸局長等から進達された第2項の規定による補助対象事業計画変更承認申請書について、事業計画を変更すべきものと認めたときは、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。
- 6 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、様式第11-2による補助対象事業計画変更承認通知書により、補助対象事業計画変更を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第12-1による補助対象事業中止(廃止)承認申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 3 地方運輸局長等は、前項に定める補助対象事業中止(廃止)承認申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 4 大臣は、地方運輸局長等から進達された第2項の規定による補助対象事業中止(廃止)承認申請書について、事業を中止(廃止)すべきものと認めたときは、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。
- 5 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、様式第12

ー 2 による補助対象事業中止（廃止）承認通知書により、補助対象事業の中止（廃止）を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第 1 0 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第 1 3 による事故報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

（状況の報告）

第 1 1 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 1 4 による状況報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 2 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 3 0 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 1 5 による実績報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定にかかわらず、報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 補助対象事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 地方運輸局長等は、第 1 項の規定による実績報告書を受理したときは、所要の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、大臣に進達するものとする。

（補助金の額の確定等）

第 1 3 条 大臣は、前条の規定により地方運輸局長等から進達された補助対象事業実績報告書について、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、低炭素化改造等事業にあつては別表第 1、低炭素型中古船舶代替事業にあつては別表第 2、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては別表第 3 に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、低炭素化改造等事業にあつては様式第 1 6、低炭素型中古船舶代替事業にあつては様式第 1 7、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては様式第 1 8 による補助金の額の確定書により地方運輸局長等に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の通知を受けたときは、低炭素化改造等事業に

あつては様式第19、低炭素型中古船舶代替事業にあつては様式第20、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては様式第21による補助金の額の確定通知書により、補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第22による補助金支払請求書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第23による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限等)

第16条 取得財産等のうち、令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 前項の取得財産等を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ様式第24による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(書類の提出)

第17条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、特段の定めがない限り3部（正本1部、副本2部）とする。

(帳簿の保存義務)

第18条 補助対象事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

別表第1

補助対象事業	低炭素化改造等事業
補助対象事業者	船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、保有船舶(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われる人の運送をする事業の用に供するものを除く。)に、以下に定める補助対象設備等の取り付け等を行う者 ただし、本事業による補助金の交付を受けた同一の保有船舶に同一の補助対象設備等の取り付け等を行う者を除く。本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのない者を補助対象事業者として優先的な取り扱いを行うこととする。
補助対象船舶	船舶運航事業(海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業に限る。以下同じ。)又は内航運送をする事業の用に供する船舶(内航運送をする事業の用に供する船舶であって、進水の日から申請時点までの年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和25年大蔵省令第15号)別表第1に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)に1年を加えた年数以上の船舶を除く。以下同じ。) ただし、当該船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数から5年を減じた年数以上の船舶について優先的な取り扱いを行うこととする。
補助対象経費	以下に定める補助対象設備等の価格及び補助対象設備等を取り付け等するために要する作業費用。 ただし、既存設備等を売却した場合は、上記の額から売却額を差し引いた額とする。
補助率	1/3 ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、1/2とする。 ①保有船舶が一般旅客定期航路(離島航路(本土(本州、北海道、四国、九州及び沖縄をいう。)と離島(本土に附属する島をいう。))とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路をいう。以下同じ。)を除く。)に就航し、当該事業の航路損益又は補助対象事業者の営業損益が、申請時以前の過去3カ年のうち、何れか2カ年以上で赤字である場合 ②保有船舶が一般旅客定期航路(離島航路を除く。)に就航し、当該事業の旅客輸送人員、自動車航送台数又は補助対象事業者の営業収入が、申請時以前の過去3カ年のうち、何れか2カ年以上で対前年比で3%以上減少している場合又は何れか1カ年で対前年比が5%以上減少している場合 ③保有船舶が一般旅客定期航路(離島航路に限る。)に就航している場合
補助金の額	一の設備等に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が100万円未満の場合は補助金を交付しないものとする。
補助対象設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船体船尾に取り付けられる整流板 2. ハブ渦発生防止プロペラ 3. プロペラボス取付翼 4. プロペラ前部放射状型取付翼 5. 整流板付舵 6. 低燃費ディーゼル機関(燃料消費率が改善する主機関への換装に限る) 7. 低負荷運転システム付ディーゼル機関 8. 電子制御ディーゼル機関 9. 燃料改質器 10. 低摩擦型船底塗料 11. その他上記に掲げる設備と同等程度以上の燃料消費低減効果が認められる設備等 <p>ただし、1. から8. のいずれかを含む事業について優先的な取り扱いを行うこととする。</p>
備考	本表中に定める「優先的な取り扱い」については、次の項目の順番にしたがって補助対象事業の優先順位とし、当該順位に従い交付決定を行い、交付額が予算額を超えることとなる時点で次順位の補助対象事業に対しては交付決定を行わないこととする。 (1) 補助対象事業者 (2) 補助対象船舶 (3) 補助対象設備等

別表第2

補助対象事業	低炭素型中古船舶代替事業
補助対象事業者	船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、買換えの対象として低炭素型中古船舶を購入し、かつ、買換え前の経年船舶(申請者が第5条第2項に定める申請前1年以上保有している場合に限り、かつ、本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われる人の運送をする事業の用に供するものを除く。)を解撤又は海外売船する者
補助対象経費	買換える低炭素型中古船舶の購入価格から経年船舶を海外売船等した価格を差し引いた額。ただし、新たに取得する船舶は、以下の補助対象船舶に限る。
補助率	1/2
補助金の額	一の低炭素型中古船舶に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が25百万円未満の場合は補助金を交付しないものとし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が100百万円を超える場合は100百万円以下とする。
補助対象船舶	<p>低炭素型中古船舶は、買換え前の経年船舶に比して低燃費のディーゼル機関を搭載している船舶であり、かつ、船齢が9年以下の船舶(但し、法定耐用年数が10年以下の船舶にあつては、法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数が2年以上のものに限る。)であつて、以下の要件のいずれかに適合する船舶に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 船型が同等又は大型化の場合は、燃料消費率の低減が図られる船舶。 2. 船型が小型化する場合は、船舶当たりの燃料消費量の低減が図られる船舶。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民法725条に定める親族が代表者を務める会社間及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に定める連結の範囲となる会社間における低炭素型中古船売買取引については、当該補助の対象としない。 2. 購入する低炭素型中古船舶は、交付決定の通知を受けた日以降に契約及び引き渡しを行うものとする。 3. 買換え前の経年船舶の解撤又は海外売船する期間は、交付決定の通知を受けた日から平成22年11月30日までとする。 ただし、大臣がやむを得ないと認めた場合にあっては、大臣が定めた日までの間とする。

別表第3

補助対象事業	内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業
補助対象事業者	船舶運航事業者及び内航運送業者(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。)であって、自社が運航する船舶で新規貨物を海上輸送(青森～函館間、本土(本州、北海道、四国及び九州)～離島及び沖縄本島間並びに沖縄本島～離島間の海上輸送を除く。)するために、以下に定める補助対象輸送機器を新車で購入を行う者。 <u>ただし、本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのない者を補助対象事業者として優先的な取り扱いを行うこととする。</u>
補助対象経費	以下に定める補助対象輸送機器の価格。 なお、車検費用は対象外とする。
補助率	1/4
補助金の額	一の事業計画に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額が1億円を超える場合は1億円以下とする。
補助対象輸送機器	被けん引自動車(セミトレーラ(前車軸を有しないもの)、フルトレーラ)のうち、次のいずれかの要件に適合するもの <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>車両総重量の基準が緩和される構造を有すること。</u> 2. <u>荷台の高さが連結部の高さより低い構造を有すること。</u> 3. <u>トレーラ内の温度を一定に保つ構造を有すること。</u> 4. <u>緩衝装置が空気ばねを使用した構造を有すること。</u> 5. <u>その他、荷役効率の向上又は貨物の安全輸送に資する構造を有すること。</u>
補助対象となる輸送量及び二酸化炭素排出削減量	<u>海上輸送に係る被けん引自動車1台当たりの年間輸送量が75万トンキロ以上となる計画を有するものであること。</u> <u>また、交付申請のあった事業毎に見込まれる二酸化炭素排出削減量の多い事業から優先的な取り扱いを行うこととする。</u>
備考	本表中に定める「優先的な取り扱い」については、次の項目の順番にしたがって補助対象事業の優先順位とし、当該順位に従い交付決定を行い、交付額が予算額を超えることとなる時点で次順位の補助対象事業に対しては交付決定を行わないこととする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業者 (2) 補助対象となる輸送量及び二酸化炭素排出削減量

様式第1（第5条第1項関係）

〔低炭素化改造等事業〕

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書

下記により海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業 低炭素化改造等事業
2. 導入対象設備等 別紙（事業計画）のとおり
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 補助対象事業者（該当するものに○をする）

<input type="checkbox"/>	船舶運航事業者
<input type="checkbox"/>	船舶貸渡業者
<input type="checkbox"/>	内航海運業者

<input type="checkbox"/>	本事業による補助金の交付を受け、同一の保有船舶に同一の補助対象設備等の取り付け等を行っていない。
<input type="checkbox"/>	本事業による交付決定の取り消し又は廃止の承認を受けていない。
<input type="checkbox"/>	保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、当該事業の航路損益又は補助対象事業者の営業損益が、申請時以前の過去3カ年のうち、何れか2カ年以上で赤字である。
<input type="checkbox"/>	保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、当該事業の旅客輸送人員、自動車航送台数又は補助対象事業者の営業収入が、申請時以前の過去3カ年のうち、何れか2カ年以上で対前年比で3%以上減少している場合又は何れか1カ年で対前年比が5%以上減少している。
<input type="checkbox"/>	保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路に限る。）に就航している。

6. 補助対象船舶 (該当するものに○をする)

	申請船舶が、一般旅客定期航路事業の用に供している。
	申請船舶が、内航運送をする事業の用に供していて、かつ、当該船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数に1年を加えた年数以上でない。
	申請船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数から5年を減じた年数以上である。

7. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る見積書等の写し
- イ. 上記5. の保有船舶に関わる事項に該当する場合はそれを証する書類
- ウ. その他参考となる書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

様式第2（第5条第2項関係）

〔低炭素型中古船舶代替事業〕

番
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書

下記により海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業 低炭素型中古船舶代替事業

2. 補助対象船舶（事業計画）

区 分	代替船舶	被代替船舶
船名		
船舶番号		
船舶所有者		
船種		
竣工年月		
総トン数	GT	GT
重量トン数	DW	DW
簿価（年 月末現在）		円
売買予定価格	円	円
燃料消費等低減効果（%、 $\frac{1}{100}$ ）		
引き渡し予定年月日		

3. 補助対象経費 金 円

4. 補助金交付申請額 金 円

5. 補助対象事業者（該当するものに○をする）

<input type="checkbox"/>	船舶運航事業者
<input type="checkbox"/>	船舶貸渡業者
<input type="checkbox"/>	内航海運業者

<input type="checkbox"/>	民法725条に定める親族が代表者を務める会社間及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に定める連結の範囲となる会社間における売買取引に該当しない
<input type="checkbox"/>	被代替船舶を申請前1年以上保有している

6. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る見積書等の写し
- イ. 低炭素型中古船舶適合船舶であることを証する書類
- ウ. その他参考となる書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書

下記により海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業 内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業

2. 導入輸送機器等 別紙（事業計画）のとおり

3. 補助対象経費 金 円

4. 補助金交付申請額 金 円

5. 補助対象事業者（該当するものに○をする）

<input type="checkbox"/>	船舶運航事業者
<input type="checkbox"/>	内航運送業者

<input type="checkbox"/>	本事業による交付決定の取り消し又は廃止の承認を受けていない。
--------------------------	--------------------------------

6. 補助対象輸送機器（該当するものに○をする）

<input type="checkbox"/>	1. 車両総重量の基準が緩和される構造を有する。
<input type="checkbox"/>	2. 荷台の高さが連結部の高さより低い構造を有する。
<input type="checkbox"/>	3. トレーラ内の温度を一定に保つ構造を有する。
<input type="checkbox"/>	4. 緩衝装置が空気ばねを使用した構造を有する。
<input type="checkbox"/>	5. その他、荷役効率の向上又は貨物の安全輸送に資する構造を有する。

7. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
- イ. 貨物輸送計画
- ウ. その他参考となる書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

様式第3（第5条第3項関係）別紙

事業計画

1. 導入予定の輸送機器

補助対象輸送 機器の名称 及び番号	価格 (円)	数量 (台)	計 (円)	補助金額 (円)	購入予定 年月日	輸送開始予定 年月日
合計						

2. 貨物輸送に関する計画

(1)トラック運送事業者

氏名又は名称	住 所

(2)荷主又は荷主の委託を受けた物流事業者

氏名又は名称	住 所

(3)貨物輸送ルート

仕出地名	発港名	着港名	仕向地名	航路距離(km)

(4)新規に輸送される貨物品名及び月別年間貨物輸送量(トン)見込み

新規輸送貨物品名	月間貨物輸送量(平均)	年間貨物輸送量

(5)年間運航回数(回)見込み

(6)海上輸送に係る被けん引自動車1台当たりの年間輸送量(トンキロ)見込み

3. 年間海上輸送によるCO2削減効果(見込み)

CO2削減量(t-CO2/トンキロ)	
--------------------	--

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付決定について
（低炭素化改造等事業）

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助対象事業者あて同法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

様式第4 別表

事業者名				
船名	設備等	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)	備考
計				

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付決定について
（低炭素型中古船舶代替事業）

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助対象事業者あて同法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付決定について
(内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助対象事業者あて同法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

様式第6 別表

事業者名			
補助対象輸送機器の 名称及び番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)	備考
計			

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

以上

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1. 補助対象事業
2. 補助金の額 金 円
3. 申請年月日
4. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
5. 取り下げる理由

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
-----	-------	------	-------

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業
2. 変更事項及びその内容
3. 変更する理由
4. その他必要な書類
ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(担当名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る
補助対象事業計画変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業計画の変更については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を変更することとしたので、同法第10条第4項の規定で準用する同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る補助対象事業計画に即して実施するものとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに海上交通低炭素化促進事業費補助金交付要綱（平成22年月日付け国海内第号）に従わなければならない。

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業
2. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
3. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
4. その他必要な書類

連絡先	(担当名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業の中止（廃止）については、通知する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が承認したので、下記のとおり補助金の交付決定を取り消すこととしたので、同法第10条第4項の規定で準用する同法第8条に規定に基づき、通知する。

記

1. 氏名又は名称
2. 補助対象事業
3. 交付決定を取り消す補助金の金額

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る
補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 補助対象事業
2. 事故の種類
3. 事故の主な原因
4. 事故に対する補助事業者の対処方針
5. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金補助対象事業状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業

2. 補助対象事業状況

(単位：円)

設備等の名称、番号 及び船名又は 補助対象輸送機器 の名称及び番号	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考

(添付書類)

- ・ 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

様式第15（第12条第1項関係）

〔共通〕

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る
補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業

2. 補助対象事業完了実績

(単位：円)

設備等の名称、番号 及び船名又は 補助対象輸送機器 の名称及び番号	燃料消費等低 減効果(％、%) 又はCO2排出 削減効果	補助対象経費	交付決定額	実施額	差額	備考
計						

3. 添付書類

- ア. 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
イ. 燃料消費等低減効果又はCO2排出削減効果を確認するに足る書類
ウ. 補助対象経費に係る請求書の写し
エ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出すること。）
オ. その他参考となる書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金の実績報告に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、補助対象事業者あて同条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業 低炭素化改造等事業

2. 確定補助金額 金 円

事業者名				
船名	設備等	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)	備考
計				

以上

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった海上交通低炭素化促進事業費補助金の実績報告に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、補助対象事業者あて同条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業 低炭素型中古船舶代替事業

2. 確定補助金額 金 円

事業者名	船名	船舶番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)	備考
計					

以上

番 号
年 月 日

地方運輸局長等 殿

国土交通大臣

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金の実績報告に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、補助対象事業者あて同条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業 内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業

2. 確定補助金額 金 円

事業者名			
補助対象輸送機器の名称及び番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)	備考
計			

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり額の確定をしたので、同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象事業 低炭素化改造等事業

2. 確定補助金の額は、次のとおりとする。

確定補助金の額 金 円

以上

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり額の確定をしたので、同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象事業 低炭素型中古船舶代替事業

2. 確定補助金の額は、次のとおりとする。

確定補助金の額 金 円

以上

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長等

海上交通低炭素化促進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった海上交通低炭素化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり額の確定をしたので、同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象事業 内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業
2. 確定補助金の額は、次のとおりとする。

確定補助金の額 金 円

以上

番 号
年 月 日支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

海上交通低炭素化促進事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記
補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	(船名又は新規輸送貨物品目/着港名：) 金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住 所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏 名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 支店 その他 (その他：)	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

- 注 1. 上記1. は、低炭素化改造等事業にあつては、「船名」を記入し、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業にあつては、「新規輸送貨物品目/着港名」を記入すること。
2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。
4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

海上交通低炭素化促進事業費補助金取得財産等管理台帳

(単位：円)

取得者の 氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置 場所 又は 貸付先 (使用者名)	
備考	

(注) 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

財産処分承認申請書

海上交通低炭素化促進事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業
2. 処分しようとする財産の明細
3. 処分の内容
4. 処分しようとする理由
5. その他必要な書類

連絡先	(担当名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。